

「債権法改正十番勝負」、今後のご案内

公益財団法人日弁連法務研究財団

120年ぶりの民法（債権関係）の改正作業が行われ、私たちの市民・社会生活に関する規律が大きく変容しようとしています。

当財団では、今回の債権法改正の重要性を意識し、「債権法改正十番勝負」と銘打った連続研修会を行うこととしました。

法曹関係者、法律研究者、企業法務担当者等、多くの方々にご参加いただけるような有益な研修会を企画して参ります。

【債権法改正十番勝負とは】

毎回、債権法改正が重要な影響を与える一定の分野を取り上げ、その分野に精通した研究者・実務家が参集し、120年ぶりの民法抜本改正のポイントを整理し、新たな解釈適用の可能性を考える連続研修会です。

【番付表（今後の研修会の予定）】

その1	特定物売買の世界-特定物ドグマ否定後の錯誤と瑕疵担保を考える- 【2016年5月23日(東京), 6月14日(福岡)開催】
その2	保証と金融実務-新しい個人保証のあり方- 【2016年9月27日(大阪)開催】
その3	定型約款を考える-21世紀の取引社会を見据えて- 【2017年3月4日(東京)開催】
その4	債権者代位権・取消権と訴訟実務-変わる判例法理- 【2017年3月23日(広島)開催】
その5	債権譲渡取引と保証-2004年臨時国会の宿題は解決されたか?- 【2017年7月26日(仙台)開催予定】
その6	新時代の賃貸借-借主保護を踏まえたビジネスモデル- 【2017年9月7日(名古屋)開催予定】
その7	民法の「時」を考える-時効管理と期間-
その8	役務提供契約-請負と時代のニーズにあった新種契約-
その9	民法における信義則-いま一度、契約責任を考える-
その10	これからの民法-21世紀の判例法理をデザインする-